

# 三重県集客施設時短要請協力金（R3 6/1～6/20）

## 【大規模施設運営事業者用】

### ＜申請受付要項＞

#### 【受付期間】

令和3年6月21日（月）から同年7月30日（金）まで

#### 【受付方法】

##### 1 申請書類の提出方法

**郵送のみ受付** 令和3年7月30日（金）まで（消印有効）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出は一切受け付けできません。

※送料が不足する場合は受け付けできません。発送前に必ず送料を確認のうえご提出ください。

＜宛先＞ 〒514-8799 津中央郵便局留

三重県集客施設時短要請協力金事務局 宛

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名を記載してください。

※必ず、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※宛先については、事務局が用意する宛名用紙（P23 参考5）を切り取って封筒に貼ってください。手書きで記入される場合は、必ず封筒に「第2期分（6/1～6/20）申請書在中」と記載してください。

##### 2 申請書類の入手方法

以下のいずれかの方法で入手してください。

①三重県庁のホームページからダウンロード

[https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027\\_00011.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00011.htm)



②郵送にて請求（上記宛先へ請求、令和3年7月19日（月）までの受付（消印有効））

※必ず返信先を記入し、250円切手を貼り付けた返信用封筒（角型2号）を同封してください。

送料が不足する場合、返送できませんのでご注意ください。

#### 【お問い合わせ先】

県庁、市役所・町役場や商工団体の窓口での申請等の相談は行っておりません。協力金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞ 三重県集客施設時短要請協力金相談窓口

電話番号：059-224-3184

受付時間：9時から17時まで（平日のみ）

開設期間：令和3年8月13日（金）17時まで

## ※必ずお読みください※

- 1 今回の営業時間短縮要請は、三重県まん延防止等重点措置の重点措置区域内が対象となりますが、四日市市（6/1～6/20）とその他の区域（6/1～6/13）では要請期間が異なりますのでご注意ください。なお、本期間の協力金に関する申請は1事業者につき、1回限りとなります。
- 2 営業時間短縮要請期間において、以下の協力金や支援金と重複して申請することはできません。  
三重県飲食店時短要請協力金、三重県飲食店取引事業者等支援金、三重県酒類販売事業者等支援金、三重県観光事業者支援金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、「ARTS for the future！コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」
- 3 協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を全額返還していただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。
- 4 協力金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、三重県は、対象事業者の時短営業の取組に係る実施状況等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 5 必要書類に不足があった場合は、確認のための連絡を行い、追加の書類提出を求めます。確認のための連絡が取れない場合や必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備が、三重県の指定する期間内に解消しなかった場合、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし、不支給の決定を行います。
- 6 三重県からの要請に対して協力をいただいた事業者として、施設名を三重県ホームページにおいて市町別に公表します。
- 7 協力金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、協力金の支給を受けた事業者名等を警察へ通報する場合があります。

## I 協力金の概要

### ■趣旨

新型コロナウイルスによる感染が再拡大する中、三重県は、「三重県まん延防止等重点措置～県民の皆様の命と健康を守るために～」(令和3年5月7日発表(6月11日一部変更)、以下「まん延防止等重点措置」という。)において、重点措置区域内の集客を目的とする大規模施設(以下「対象大規模施設」という。)への夜間営業時間の短縮(以下「時短営業」という。)を要請いたしました。

この要請に応じて、対象大規模施設の時短営業に全面的にご協力いただける事業者の皆様に対して、三重県が「三重県集客施設時短要請協力金」(以下「協力金」という。)を支給します。

### ■対象区域

三重県まん延防止等重点措置の重点措置区域内

【桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市】

### ■要請期間(支給対象期間)

令和3年6月1日(火)から同年6月20日(日)まで

(四日市市以外の11市町は6月13日(日)まで)

※四日市市とその他の重点措置区域内では要請期間が異なり、支給金額は実施期間に応じて算定します。

四日市市：令和3年6月1日(火)から同年6月20日(日)まで

四日市市以外の11市町：令和3年6月1日(火)から同年6月13日(日)まで

※要請期間中に新規開店した場合は、新規開店日からの時短営業開始であれば支給対象となりますが、支給金額は実施期間に応じて算定します。

### ■対象大規模施設

対象区域で通常時に20時を越えて営業する施設で、多数の者が利用する施設のうち(飲食店は除く)、

①建築物の床面積が1,000㎡を超える劇場、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、運動施設、遊興施設、物品販売業・サービス業(生活必需物資・サービスを除く)等

(三重県が時短営業を要請する施設) ※1、2

②上記①の一部を賃借するテナント等 ※3

※1 三重県が時短営業を要請する施設については、P15参考2「協力を要請する施設(1,000㎡を超える施設)」を参照してください。

※2 建築物の床面積の考え方については、P17参考3「時短要請対象となる大規模施設かどうかの判断基準」を参照してください。

※3 支給金額の算定方法等が異なりますので、②に該当する方は「三重県集客施設時短要請協

力金【テナント事業者及び映画配給会社用】申請受付要項」を参照してください。

## ■要請内容（時短営業とは）

20時までの営業時間の短縮（20時より翌日5時までの営業の休止）

※営業時間の短縮に替えて終日休業とすることも可。

※映画館と不特定多数に向けて集客する単発のイベント（演劇、音楽コンサート、スポーツイベント等）は、21時までの営業時間の短縮要請となります。（P15参考2「協力を要請する施設（1,000㎡を超える施設）」を参照）

※対象施設を複数有する場合は、要請期間中、対象区域の全ての対象施設の時短営業の実施が必要です。

## ■支給額

対象施設のうち、支給の対象となる面積を算定する必要があります。具体的には、対象施設の運営事業者自らが、一般消費者向け事業の用に直接供している部分（以下、「自己利用部分面積」という）を指します。さらにその中から、生活必需物資の販売やサービス（P16参考2「協力要請の対象外となる施設」を参照）を提供する部分を除いた面積が、支給の対象となります。

その他自己利用部分面積の考え方については、P20～21参考4「協力金算定時の面積の考え方」も参照してください。

### 【算定方法】

①の方法により算定してください。

①自己利用部分面積（生活必需物資・サービス部分を除く）に関する算定

1,000㎡（1単位）毎に20万円×時短率×1×時短日数×2

自己利用部分面積1,000㎡を1単位とし、1単位未満を切り捨てとします。ただし、自己利用部分面積の合計が1,000㎡未満（ただし0㎡は除く）の場合は、1,000㎡（1単位）とみなします。

次のとおり、特定の事業者は②、③、④の方法で算定した額を追加することができます。

（①が該当しない場合、②、③、④のみの申請を妨げるものではありません。）

②テナント事業者※3等の把握管理等に関する算定

（テナント店舗※4数+特定百貨店店舗※5数）×2千円×時短率×時短日数

運営する施設内に、テナント事業者として協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が、10以上存在する場合に該当します。テナント事業者として協力金の支給対象となる店舗とは、下記の全てを満たす店舗をいいます。

（特定百貨店店舗には条件はありませんので、全ての店舗数を算定してください。）

- ・対外的に周知している通常時の営業時間が20時を越えていること。
- ・入居する対象大規模施設が時短営業の要請に応じたことにより、20時までの時短営業となったこと。
- ・飲食店以外の事業を営むもの。ただし飲食店であっても、テイクアウト専門店、キッチンカー（対象大規模施設との契約に基づき、継続的に事業を営むものに限る）等は

対象となる。

③特定百貨店店舗※5数に関する算定

特定百貨店店舗数×2万円×時短率×時短日数

運営する施設内に1以上の特定百貨店店舗が存在する場合に該当します。

④映画館を運営する事業者に関する算定

時短営業要請の対象となる常設スクリーン数×2万円×（時短営業の要請に応じたことにより上映できないこととなった映画の回数÷時短営業の期間中に本来上映する予定であった映画の回数）×時短日数

対象大規模施設である映画館の運営事業者が該当します。

【注】映画配給会社については、「三重県集客施設時短要請協力金【テナント事業者及び映画配給会社用】申請受付要項」を参照してください。

※1 時短率

時短営業の要請に応じて短縮された営業時間÷要請期間中の本来の営業時間

要請期間中の本来の営業時間とは、対外的に広く周知している営業時間のことをいう（曜日等によって本来の営業時間が異なる場合は、特定の曜日の営業時間を選択して算定に用いる）

時短営業の要請に応じて短縮された営業時間とは、上記本来の営業時間のうち、時短を要請する時間帯（20時より翌日5時まで）の間で短縮した時間をいう

※2 時短日数

四日市市内の施設については「20日」、四日市市以外の11市町内の施設については「13日」となる（要請期間中の新規開店を除く）

※3 テナント事業者

契約に基づき、対象大規模施設の区画を賃借し、分譲を受けて、自己の名義等で出店し、当該対象大規模施設を利用する一般消費者向けに、当該大規模施設の運営者に対して一定の自律性をもって店舗を運営する事業者

※4 テナント店舗

テナント事業者が運営する店舗

※5 特定百貨店店舗

当該店舗の売上が当該百貨店等にいったん計上され、その後分配される場合であって、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗

## Ⅱ 申請要件

協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす事業者等（以下「申請者」という。）とします。

※要件確認用の簡易フローチャートも参照してください。

参考1

……P.14

※一の施設について、大規模施設とテナント店舗等の両要件ともに該当する場合は、どちらか一方の要項に基づき申請してください。

- 1 対象区域に立地する対象大規模施設（建築物の床面積が1,000㎡を超え※、多数の者が利用する施設）の運営により収益を得る事業を行う者であって、当該施設の営業時間短縮等を決定する権限を有する者

※建築物の床面積の算定については、参考3を参照してください。

参考3

…P.17～19

- 2 令和3年5月6日時点で、通常（時短営業開始前）の営業終了時刻が20時（映画館及び不特定多数に向けて集客する単発のイベントに関しては21時）を越えており、そのことが対外的に広く周知されていること

※飲食店を含む対象大規模施設が、県の実施した飲食店に対する時短要請（令和3年4月26日～同年5月11日）に合わせて、時短営業を開始した場合は、この限りではありません。

※要請期間中の新規開店の場合は、「令和3年5月6日時点」を「新規開店日時点」とします。

- 3 時短要請の全期間・全対象大規模施設において、時短営業に全面的に協力（※）したこと

※「全面的に協力」とは、上記要請期間中の全ての日において、営業時間の短縮にご協力いただくことをいいます。ただし要請期間中の新規開店については、新規開店日から6月20日（四日市市以外の11市町の施設は6月13日）までの全期間ご協力いただくことを「全面的に協力」とします。

「営業時間の短縮」とは、20時（映画館及び不特定多数に向けて集客する単発のイベントに関しては21時）より翌日5時まで営業を行わないことに協力いただくことをいいます。なお、営業時間の短縮に替えて、終日休業していただく場合や、営業時間の短縮と休業を組み合わせて実施していただく場合も対象となります。

※対象大規模施設を複数有する場合は、全ての対象施設で時短営業の実施が必要です。1施設でも時短営業にに応じていただけなかった場合、協力金の申請要件を満たさないこととなり、全ての対象大規模施設において協力金が支給されませんのでご注意ください。

- 4 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること

※業種別ガイドラインはこちらを参照してください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210406>

- 5 三重県飲食店時短要請協力金、三重県飲食店取引事業者等支援金、三重県酒類販売事業者等支援金、三重県観光事業者支援金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、「ARTS for the future！コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」のいずれかについて、期間を重複して受給した事業者でないこと

- 6 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたって



も該当しないこと

また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと

7 今回の時短要請協力金（令和3年6月1日～同年6月20日まで（四日市市以外の11市町は6月13日まで））に関する申請は、1事業者につき、1回限りであること

### Ⅲ 申請手続き

#### ■協力金の申請に必要な書類等の入手方法

以下のいずれかの方法で入手してください。

① 三重県のホームページからダウンロード

[https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027\\_00011.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00011.htm)

② 郵送にて請求（申請書類送付先へ請求、令和3年7月19日（月）までの受付）

※必ず返信先を記入し、250円切手を貼り付けた返信用封筒（角型2号）を同封してください。

送料が不足する場合、返送できませんのでご注意ください。

#### ■申請書類

以下の書類全てを準備し、提出してください。

なお、提出書類はA4サイズに統一し（図面やフロアマップ等はA4サイズ以上可）、提出書類チェックシートの順に並べて提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出および説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

<申請に必要な書類> ※詳細は別表1を参照してください。

別表1 ……P10～P13

1	三重県集客施設時短要請協力金（令和3年6月1日～令和3年6月20日）支給申請書兼請求書【第1号様式】	8	通常の営業時間が確認できる書類（写しでも可）（※）（★）
2	大規模施設情報記入シート【第1号様式別紙①】	9	対象大規模施設の外観写真および内観写真（カラー）（※）（★）
3	対象大規模施設の面積が確認できる書類【第1号様式別紙②】（★）	10	対象大規模施設のテナント店舗及び特定百貨店店舗一覧表【該当者のみ】（★）
4	誓約書【第2号様式】	11	映画館の上映回数を記した書類【該当者のみ】（※）
5	提出書類チェックシート（大規模施設運営事業者用）	12	登記事項証明書（個人事業主の場合は本人確認書類）の写し（※）（★）
6	対象大規模施設を営業していることが客観的に確認できる書類（写しでも可）（★）	13	通帳の写し（※）
7	時短営業を実施したことが確認できる書類（写しでも可）（※）		

（※）A4サイズを下回る書類については、貼付台紙に貼り付けて提出してください。

(★) 令和3年5月9日～5月31日協力分を申請済みで、書類の内容に変更がない場合は省略可能です。

(※) 映画配給会社分を、映画館運営事業者が取りまとめて申請することも可能です。その場合は上記必要書類とあわせて、映画配給会社用の対象事業者情報記入シート【映画配給会社用・第1号様式別紙②】および委任状【参考様式】を追加して提出してください。

## ■本協力金の申請受付期間および申請方法

### 1 申請受付期間

令和3年6月21日（月）から同年7月30日（金）まで（消印有効）

### 2 申請方法

申請書類の提出は、郵送のみ受け付けます。

※持参による申請は一切受け付けできませんので、予めご了承ください。

※送料が不足する場合は受け付けできません。発送前に必ず送料を確認のうえ、ご提出ください。

<宛先> 〒514-8799 津中央郵便局留 三重県集客施設時短要請協力金事務局 宛

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名を記載してください。

※必ず、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※封筒の宛名については、事務局が用意する宛名用紙（P23参考5）を切り取って活用いただけます。

手書きで記入される場合は、必ず封筒に「第2期分（6/1～6/20）申請書在中」と記載してください。

## IV 協力金の支給までの流れ等

### ■審査

必要書類に不足がないか、支給要件に該当しているか等を審査します。書類に不足があった場合は、申請者（又は担当者）に確認のための連絡を行い、追加の書類提出を求めます。

※確認のための連絡が取れない場合や、追加書類が三重県の指定する期限内に提出されない場合は、協力金をお支払いすることができませんので、ご注意ください。

### ■支給の決定

審査の結果、適正と認められたときは協力金を支給します。

※協力金の支給は、申請内容の確認が取れたものから順次行います。

### ■通知

審査の結果、協力金を支給する又は支給しない旨の決定をしたときは、支給又は不支給に関する通知を発送します。

### ■支給の取り消し



協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を全額返還していただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。

## V その他

### ■公表について

時短要請にご協力いただいた対象大規模施設は、その施設名を三重県ホームページにて市町別に公表します。

### ■不正等が判明した場合について

虚偽申請や不正受給等が判明した場合、協力金の支給を受けた事業者名等を警察へ通報する場合があります。

### ■問い合わせ先

県庁、市役所・町役場や商工団体の窓口での申請等の相談は行っておりません。協力金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。


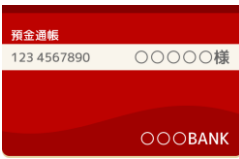

<お問い合わせ先> 三重県集客施設時短要請協力金相談窓口  
電話番号：059-224-3184  
受付時間：9時から17時まで（平日のみ）  
開設期間：令和3年8月13日（金）17時まで

## 申請に必要な書類

書類名の横に「★」が付いている書類については、三重県集客施設時短要請協力金（令和3年5月9日～同年5月31日）を申請済みの方に限り、内容に変更がなければ提出を省略することも可能です。

提出書類一覧		
申請 様 式	1	三重県集客施設時短要請協力金（令和3年6月1日～令和3年6月20日） 支給申請書兼請求書 【第1号様式】
	2	大規模施設情報記入シート 【第1号様式別紙①】 ※複数の対象施設を有する場合は、全ての施設分の記載が必要です。
	3	対象大規模施設の面積が確認できる書類 【第1号様式別紙②】 ★ 第1号様式別紙②により、下記2点のことについて明示してください。 ①建築物の床面積が1,000㎡を超えることについて ②協力金の対象として申請する面積（自己利用部分面積のうち、生活必需物資・サービス提供スペースを除く面積）について  またそれぞれ①、②を説明する書類として、以下のものを添付してください。A4サイズ未満の場合は、原則A4サイズ以上に拡大してください。 ①最新の建築確認申請書の副本の写し 上記の提出が困難な場合は、 複合施設：建築基準法上の床面積が確認できる書類（床面積求積図の写し等） 複合施設以外：建築計画概要書の写し等 を提出してください。 ②協力金の対象として申請する面積を色塗りした平面図等 （施設内の位置関係を把握するため、フロアマップ等がある場合は併せて添付してください。） ※複数の対象施設を有する場合は、全ての施設分の記載が必要です。
	4	誓約書 【第2号様式】 申請者が法人の場合は、記名押印（代表者印）または代表者本人が自署してください。 申請者が個人事業主の場合は、申請者本人が自署してください。
	5	提出書類チェックシート（大規模施設運営事業者用） 全てのチェックが入っていることを確認したチェックシートが必要です（非該当の項目を除く）。 ※提出書類は、チェックシートの順に並べて提出してください。
	6	対象大規模施設を営業していることが客観的に確認できる書類（写しでも可） ★ チラシ、ホームページを印刷したもの等、客観的に営業していることがわかるものをいいます。 ※複数の対象施設を有する場合は、全ての施設分の書類が必要です。
	7	時短営業を実施したことが確認できる書類（写しでも可） 〈貼付台紙1〉

	<p>時短営業を実施したことを対外的に広く周知したもの（三重県作成の貼り紙、自作の貼り紙、チラシやホームページ等で明示しているもの等）をいいます。</p> <p>※以下の項目が記載されていることが必要です。</p> <p>①三重県の要請に応じたこと</p> <p>②実施期間</p> <p>③要請期間中は、20時までで閉店すること</p> <p>④従来の営業時間からの変更（又は休業していること）</p> <p>⑤施設名（住所含む）</p> <p>※複数の対象施設を有する場合は、全ての施設分の書類が必要です。</p> <p>※写真の場合はカラーとし、貼り紙等の記載内容まで判別できるものを添付してください。</p>
<p>施設に関する添付書類</p> <p>8</p>	<p><b>通常の営業時間が確認できる書類（写しでも可） 〈貼付台紙2〉 ★</b></p> <p>時短営業前から、通常の営業時間を対外的に広く周知しているものをいいます。</p> <p>例）営業時間が記載された看板の写真</p> <p>営業時間が記載された施設のチラシ又はホームページの印刷 …等</p> <p>※要請期間中の新規開店については、新規開店時に時短営業の要請がなければ営業する予定であった営業時間（対外的に広く周知しているものに限る）を示しているものをいいます。</p> <p>※複数の対象施設を有する場合は、全ての施設分の書類が必要です。</p> <p>※写真の場合はカラーとし、記載内容まで判別できるものを添付してください。</p>
<p>9</p>	<p><b>対象大規模施設の外観写真および内観写真（カラー） 〈貼付台紙3〉 ★</b></p> <p>以下の全てが判別できるものが必要です。</p> <p>①施設全体（施設名を含む外観）</p> <p>②時短営業を実施した自己利用部分面積の販売・サービス提供スペース（内観）</p> <p>※1枚の写真で撮影することが困難な場合は、複数の写真に分割してください。</p> <p>※②について、スペースが細かく分かれ多数にわたる場合は、面積の大きい主要なスペースから順に3箇所以上添付してください。</p> <p>※令和3年5月9日以降に撮影したものを添付してください。</p> <p>※複数の対象施設を有する場合は、全ての施設分の写真が必要です。</p>
<p>10</p>	<p><b>対象大規模施設のテナント店舗及び特定百貨店店舗一覧表 【該当者のみ】 ★</b></p> <p>本申請受付要項 P4～5「支給額 算定方法」の「②テナント事業者等の把握管理等に関する算定」又は「③特定百貨店店舗数に関する算定」にて申請する場合のみ提出してください。</p> <p>一覧表には、申請者が運営する対象大規模施設内に存在するテナント店舗および特定百貨店店舗の情報を記入してください。</p> <p>ただしテナント店舗に関しては、下記の要件を全て満たす店舗のみ記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対外的に周知している通常時の営業時間が20時を越えている。</li> <li>・入居する大規模施設が時短営業の要請に応じたことにより、20時までの時短営業と</li> </ul>

	<p>なった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店以外の事業を営むもの（ただし飲食店であっても、テイクアウト専門店、キッチンカー（対象大規模施設との契約に基づき、継続的に事業を営むものに限る）等は対象となる）。</li> </ul>
11	<p><b>映画館の上映回数を記した書類 【該当者のみ】 &lt;貼付台紙4&gt;</b></p> <p>本申請受付要項 P4～5「支給額 算定方法」の「④映画館を運営する事業者に関する算定」にて申請する場合のみ提出してください。</p> <p>申請する全てのスクリーンごとに、下記の2点を明示したパンフレットやスケジュール表等（又は任意の様式でも可）を提出してください。任意の様式で提出する場合は、A4サイズとして、左上に「1 1 映画館の上映回数を記した書類」と記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21時までの時短営業により上映できなくなった映画の回数</li> <li>・時短営業の期間中、本来上映する予定であった映画の回数</li> </ul> <p>任意の様式記載例）A スクリーン</p> <p>6/1 本来上映する予定であった回数○回（うち上映できなくなった回数●回）</p> <p>6/2 . . . . .</p> <p>（省略）</p> <p>合計 本来上映する予定であった回数△回（うち上映できなくなった回数▲回）</p>
申請者に関する添付書類	<p><b>登記事項証明書（個人事業主の場合は本人確認書類）の写し &lt;貼付台紙5&gt; ★</b></p> <p>法人の場合は、現在の会社情報が記載されている登記事項証明書を提出してください。個人事業主の場合は、代表者本人の運転免許証等を提出してください。</p> <p>※運転免許証がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、必ず、現住所が確認できる書類をあわせて提出してください。</p> <p>例）住民票</p> <p>氏名・住所が明記された公共料金の領収書 …等</p> <p>※住所変更があった場合は、必ず、変更後の現住所が確認できる部分の写しも提出してください。（例：運転免許証のウラ面）</p>  <p><b>通帳の写し &lt;貼付台紙6&gt;</b></p> <p>通帳のオモテ面と1・2ページ目部分の写しを提出してください。</p> <p>※必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。</p> <p>①金融機関名 ②支店名 ③口座番号 ④口座名義人（漢字、フリガナ）</p> <p>オモテ面</p>  <p>+</p> <p>1・2ページ目</p> 

※申請に必要な書類に関する相談は、以下の相談窓口にて受け付けております。受付時間内にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> 三重県集客施設時短要請協力金相談窓口

電話番号：059-224-3184

受付時間：9時から17時まで（平日のみ）

開設期間：令和3年8月13日（金）17時まで

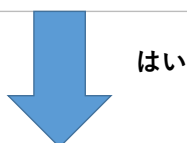
## 三重県集客施設時短要請協力金・要件確認用フローチャート (大規模施設運営事業者版)

事業を営むのは、まん延防止等重点措置の重点措置区域内（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市）ですか？



申請者が運営する（営業時間短縮等を決定する権限を有する）施設は、営業時間短縮要請の対象施設※であり、かつ建築物の床面積が1,000㎡を超えていますか？

※本申請受付要項P15を参照してください。



令和3年5月6日時点で20時を越えて対象施設を運営しており、今回、対象施設の20時までの時短営業に全面的に協力（四日市市は6月1～6月20日、その他市町は6月1日～6月13日）いただきましたか？

※映画館は21時までの時短要請となりますので、20時を21時に読み替えてください。

※ただし、飲食店を含む大規模施設等（1,000㎡超）が、県が実施した飲食店に対する時短要請（4月26日～5月11日）に合わせて、営業時間の短縮を開始した場合は、この限りではありません。

※また、要請期間中の新規開店については、新規開店日から全期間のご協力を「全面的に協力」とします。



業種別ガイドライン※を遵守して、感染予防対策を講じていますか？

※内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策

(<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210603>)を参照してください。



**協力金の対象となる可能性があります。**

なお、運営する施設に、協力金の支給対象となるテナント等が10以上存在する場合等は、追加支給の対象となります。

詳細は「申請受付要項」をご確認ください。

- ・申請内容（添付書類を含む）を審査のうえ、適正と認められる場合、協力金を支給します。
- ・このチャートは簡易的な要件確認用となりますので、申請の際は必ず「申請受付要項」をご覧ください。



**協力金の対象外です。**

対象施設にテナント等で入居されている方は、フローチャート（テナント事業者等版）をご確認ください。



協力を要請する施設(1,000㎡を超える施設)		
種類	施設例	要請内容
劇場等	劇場 観覧場 演芸場 映画館 プラネタリウム	
集会場等	集会場 公会堂 展示場 貸会議室 文化会館 多目的ホール	
ホテル等	ホテル(集会の用に供する部分に限る。) 旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
博物館等	博物館 美術館 科学館 記念館 水族館 動物園 植物園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,000㎡を超える施設について、20時までの営業時間短縮(イベントの場合は21時まで)(映画館については21時まで)</li> <li>・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底</li> </ul>
運動施設及び遊技場	体育館 屋内・屋外水泳場 陸上競技場 野球場 ゴルフ場 ゴルフ練習場 屋内・屋外テニスコート バレーボール練習場 柔剣道場 弓道場 ボウリング場 スケート場 スポーツクラブ ホットヨガ、ヨガスタジオ テーマパーク 遊園地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場整理等を行っている旨をホームページにおいて周知</li> </ul>
遊興施設 ※食品衛生法における飲食店営業許可・喫茶店営業の許可を受けていない店舗	マージャン店 パチンコ店 ゲームセンター 個室ビデオ店 性風俗店 射的場 勝馬投票券販売所 場外車券売場 ライブハウス アダルトショップ	
物品販売業を営む店舗 サービス業を営む店舗 ※生活必需物資・サービスを除く	ペットショップ(ペットフード売場を除く。) ペット美容室(トリミング) 宝石類や金銀の販売店 住宅展示場 古物商(質屋を除く) 金券ショップ 古本屋 おもちゃ屋、鉄道模型屋 囲碁・将棋盤店 DVD/ビデオショップ・レンタル アウトドア用品、スポーツグッズ店 ゴルフショップ 土産物屋 旅行代理店(店舗) アイドルグッズ専門店 ネイルサロン まつ毛エクステンション スーパー銭湯 サウナ エステサロン 日焼けサロン 脱毛サロン 写真屋 フォトスタジオ 美術品販売 展望室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,000㎡を超える施設について、20時までの営業時間短縮</li> <li>・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底</li> <li>・入場整理等を行っている旨をホームページにおいて周知</li> </ul>

協力要請の対象外となる施設	
種類	施設例
博物館等	図書館
物品販売業を営む店舗 サービス業を営む店舗 ※生活必需物資・サービス	卸売市場
	食料品売場(移動販売店舗を含む)
	コンビニエンスストア
	百貨店(生活必需品売場)
	スーパーマーケット
	ホームセンター(生活必需品売場)
	ショッピングモール(生活必需品売場)
	ガソリンスタンド
	靴屋
	衣料品店
	雑貨屋
	文房具屋
	酒屋
	本屋
	自転車屋
	家電販売店
	園芸用品店
	鍵屋
	家具屋
	自動車販売店
	カー用品店
	花屋
	理髪店
	美容院
	銭湯(公衆浴場)
	郵便局
	メディア
	貸衣装屋
	不動産屋
	質屋
	獣医
	ペットホテル
	たばこ屋(たばこ専門店)
	ブライダルショップ
	100円ショップ
	駅売店
	修理店(時計・靴・洋服等)
	ランドリー
	クリーニング店
	ごみ処理関係
ホテル(集会の用に供する部分を除く。)	
旅館(集会の用に供する部分を除く。)	
遊興施設 ※夜間の長時間滞在を目的とした利用が、相当程度見込まれる施設	ネットカフェ
	マンガ喫茶

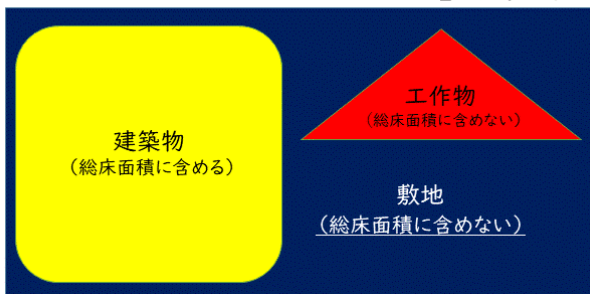
**時短要請対象となる大規模施設かどうかの判断基準**

ご申請の前に、時短要請の対象施設かどうかを見極める必要があります。

まん延防止等重点措置地域において、時短要請対象となる大規模施設（総床面積が1000㎡超）であれば、三重県集客施設時短要請協力金（以下、「協力金」）の申請ができる可能性があります。

なお、時短要請対象となる大規模施設であっても、協力金算定にかかる面積の考え方に合致しなければ協力金のご申請ができませんのでご注意ください。

**【基本的な考え方】**

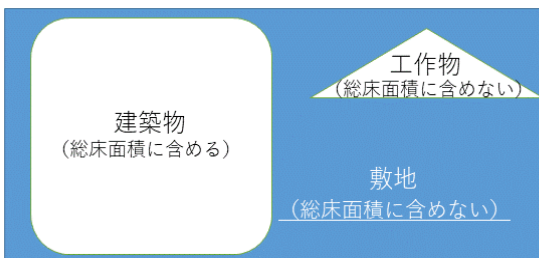


時短要請対象となる大規模施設の建築物において、事務スペース等の売場面積以外も含んだ総床面積が

- ◆ 1000㎡超 ⇒ 時短要請対象
- ◆ 1000㎡以下 ⇒ 時短要請対象外

※工作物や敷地面積は算定に含めませんのでご注意ください。

**時短要請対象施設かどうかの判断基準**  
(協力金金額の算出にかかる面積の考え方ではありません)



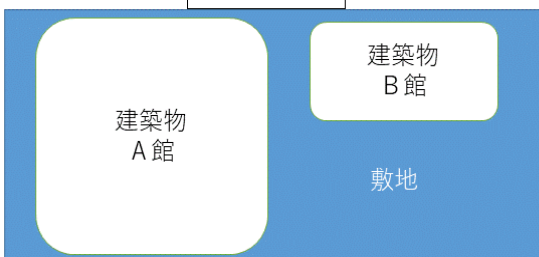
**【基本的な考え方】**

時短協力要請対象である施設に所在する建築物において、事務スペース等の売場面積以外も含んだ総床面積が

- ◆ 1000㎡超 ⇒ 時短要請対象
- ◆ 1000㎡以下 ⇒ 時短要請対象外

※協力金の算定に係る面積ではないことに注意！

**1つの施設**



**【1つの施設における敷地内に複数建築物がある場合】**  
それらの建築物の床面積を合計して

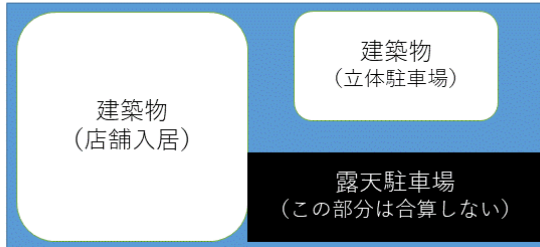
- ◆ 1000㎡超 ⇒ 時短要請対象
- ◆ 1000㎡以下 ⇒ 時短要請対象外

※1つの施設敷地内に複数の建築物が存在する場合であっても、複数の施設であると考えられる場合にはこの限りではない。

《左の例の場合》  
同一敷地内でA館とB館がある場合、各館の床面積を合計する。

参考3

時短要請対象施設かどうかの判断基準  
(協力金金額の算出にかかる面積の考え方ではありません)

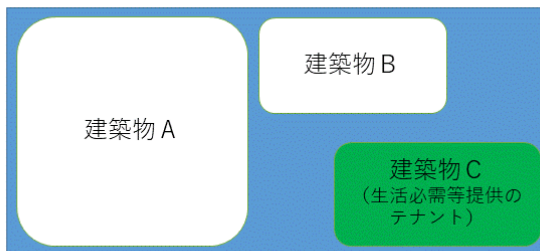


【同一の敷地内に駐車場がある場合、駐車場が】

①立体駐車場の場合・・・建築物として合算  
「店舗入居の建築物+立体駐車場」が

- ◆ 1000㎡超 ⇒ 時短要請対象
- ◆ 1000㎡以下 ⇒ 時短要請対象外

②露天駐車場の場合・・・合算しない。



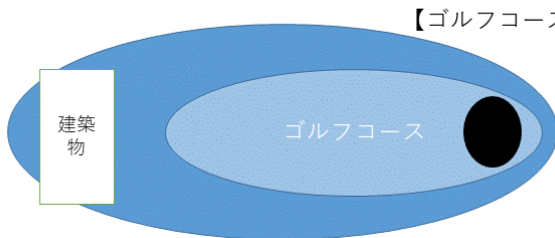
【施設管理者が存在するショッピングモール、アウトレットモールなど】

それぞれの建築物の床面積を合算し (A + B + C)、

- ◆ 1000㎡超 ⇒ 時短要請対象
- ◆ 1000㎡以下 ⇒ 時短要請対象外

ただし、生活必需品・サービスを提供するテナントは、時短要請の制限はかからない (営業して可)

時短要請対象施設かどうかの判断基準  
(協力金金額の算出にかかる面積の考え方ではありません)



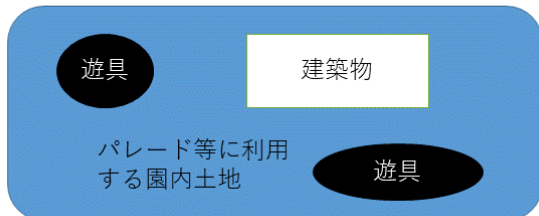
【ゴルフコース】 建築物 (クラブハウス等) の床面積が

- ◆ 1000㎡超 ⇒ 時短要請対象
- ◆ 1000㎡以下 ⇒ 時短要請対象外  
(コースの面積は含まれない。)

ただし、時短要請の対象はゴルフ場全体 (クラブハウス等の建築物、ゴルフコース) となる。

※あくまで時短要請の対象施設かどうかの判断であり、協力金支給の対象となるか否かは別途

【テーマパーク、遊園地】 建築物の床面積が、



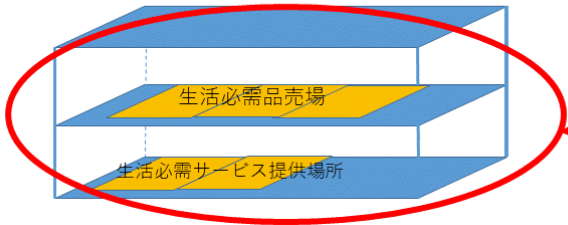
- ◆ 1000㎡超 ⇒ 時短要請対象
- ◆ 1000㎡以下 ⇒ 時短要請対象外  
(園内土地等の面積は含まれない)

ただし、時短要請の対象は全体 (建築物、遊具・アトラクション、園内土地) となる。

※あくまで時短要請の対象施設かどうかの判断であり、協力金支給の対象となるか否かは別途

参考3

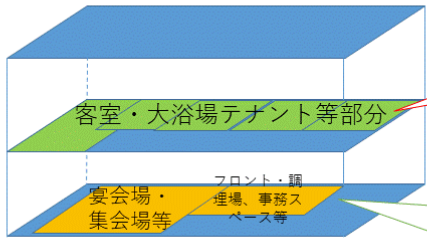
時短要請対象施設かどうかの判断基準  
(協力金金額の算出にかかる面積の考え方ではありません)



【百貨店やマーケット等の施設において、施設管理者が存在し複数のテナントが入居する店舗】

管理対象である店舗全体が時短要請対象  
※要請対象施設かどうかを判断する場合は、生活必需品売場や生活必需サービス提供場所も含んで考えるが、時短要請そのものについては生活必需・サービス以外について行うものであることから、生活必需関連部分が営業することは差し支えない。

【ホテル・旅館の集会の用に供する部分に関して】

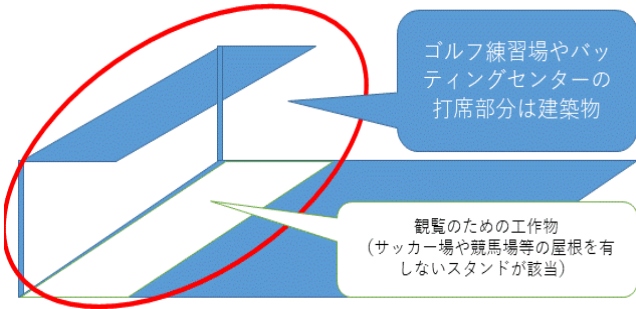


客室、大浴場、テナント店等の床面積は合算しない

集会場・宴会場等として機能するうえで必要な個所の床面積を合計する。  
※ロビー、移動通路、控室、フロント・調理場等の事務スペース等を合算

1000㎡超なら時短要請対象

時短要請対象施設かどうかの判断基準  
(協力金金額の算出にかかる面積の考え方ではありません)

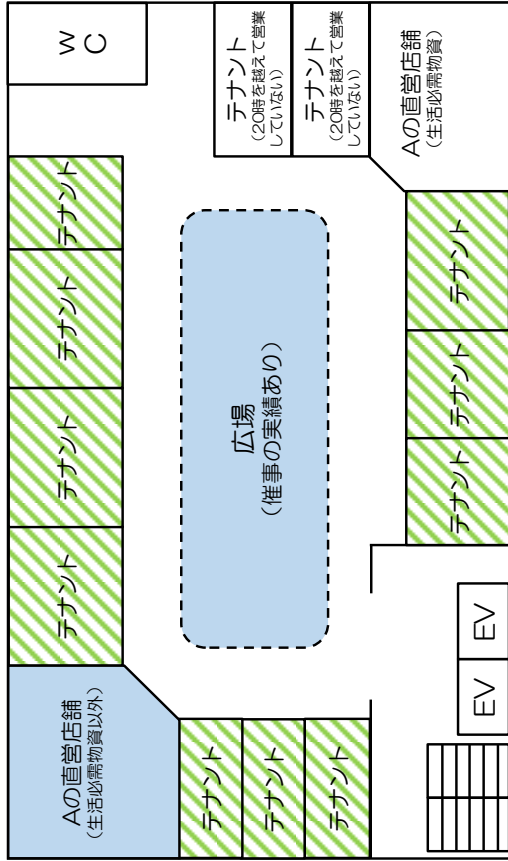


建築物とは、  
・土地に定着している工作物のうち、屋根と柱、もしくは屋根と壁で構成されているもの (これに類する構造のものを含む)

【参考：建築物に扱われないものの例】  
・貯蔵槽等の施設 (受水槽、浄化槽等でポンプ室、電気室等が含まれないもの)  
・屋根の天幕、ビニール、すだれ等でふいたもので取り外し自由なもの  
・仮設トイレ (仮設トイレのうち、随時かつ任意に移動できるもの)  
・土地に自立して設置する太陽光発電設備のうち、メンテナンス時以外人が架台下に立ち入らず、架台下の空間を物品の保管等の屋内的用途に供しないもの  
・鉄道等の運転保安施設、跨線橋、プラットホームの上家 (駅舎、待合所は建築物である)

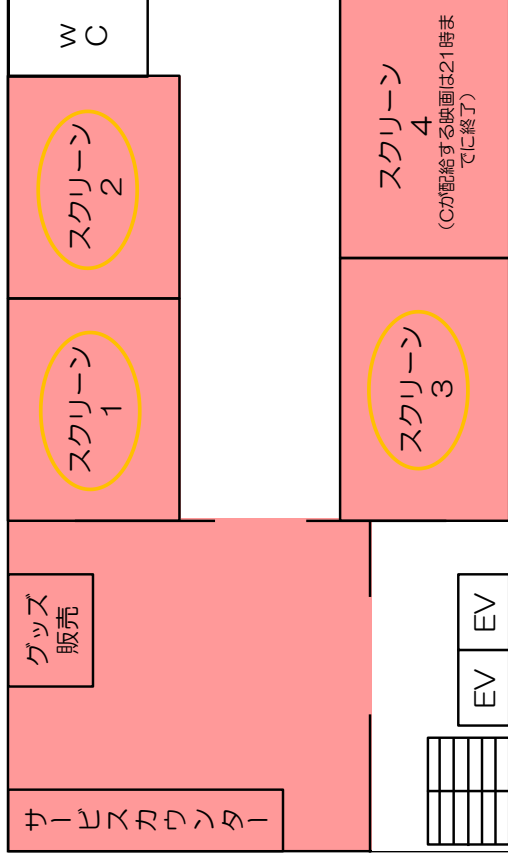


# ＜協力金算定時の面積の考え方＞ 例：映画館が入っているショッピングモールの場合



**2階**

※専門店街。Aが運営。フロアの床面積2,000㎡。バックヤードは図から省略。  
テナントは各テナント事業者が運営。



**3階**

※Aが運営する施設にテナントとして入居する映画館。Bが運営。フロアの床面積2,000㎡、バックヤードは図から省略。

**◆株式会社A◆**  
ショッピングモール（1階・2階部分）を運営する大規模施設運営事業者

- 自己利用部分（青色塗りつぶし）生活必需物資以外を取り扱うAの直営店舗面積、催事の実績がある広場面積の合計で計算。
- ※テナント部分（映画館も含む）、生活必需物資販売部分、飲食部分、サービス提供を直接的に行っていない部分（階段・施設間の連絡通路・エレベーター・トイレ・バックヤード等）を除く。
- テナント事業者等の把握管理分協力金の支給対象となるテナント事業者の数（緑色斜線）で計算。（図では10店舗）

**◆各テナント事業者◆**  
ショッピングモール（2階部分）に入居する各テナントの事業者

- 店舗面積  
自身のテナントの売場面積で計算。  
※通常時から20時を越えて営業している店舗が対象。  
※生活必需物資を取り扱うテナントも支給対象となる。

**《要請対象か否かの考え方》**

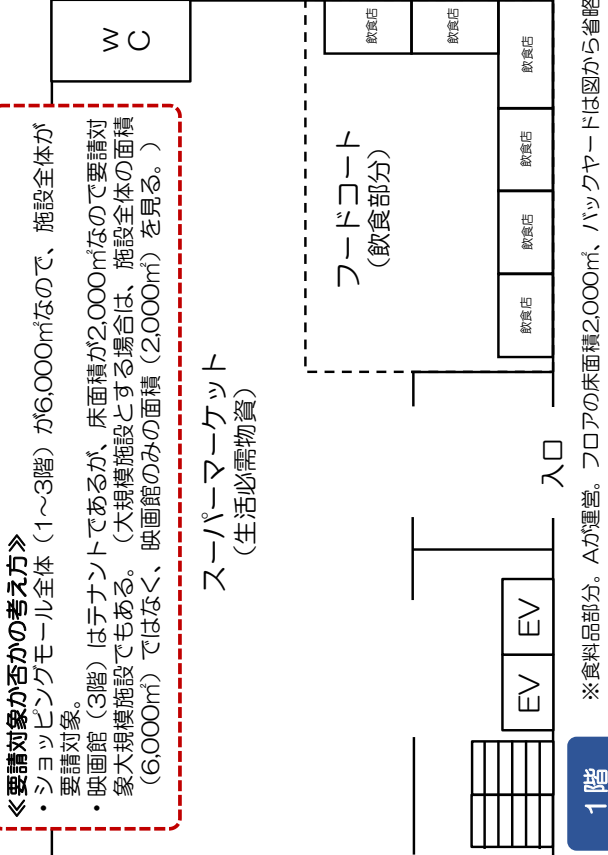
- ・ショッピングモール全体（1～3階）が6,000㎡なので、施設全体が要請対象。
- ・映画館（3階）はテナントであるが、床面積が2,000㎡なので要請対象大規模施設とする場合は、施設全体の面積（6,000㎡）ではなく、映画館のみの面積（2,000㎡）を見る。）

**◆株式会社B◆**  
映画館（3階部分）を運営する大規模施設運営事業者

- 自己利用部分（ピンク色塗りつぶし）映画館としてのサービス提供面積、常設スクリーンのある上映室面積の合計で計算。
- ※サービス提供を直接的に行っていない部分（階段・エレベーター・トイレ・バックヤード等）を除く。
- 常設スクリーン数  
常設スクリーンの数で計算。（図では4スクリーン）

**◆株式会社C◆**  
大規模施設である映画館（3階部分）で映画を配給する事業者

- 常設スクリーン数  
映画の終了時刻が21時を越える予定だった常設スクリーンの数（オレンジ色丸囲み）で計算。（図では3スクリーン）
- ※21時を越えて上映する予定だったスクリーンが対象。



**1階**

※食料品部分。Aが運営。フロアの床面積2,000㎡、バックヤードは図から省略。

※この図解は、あくまで参考としての一例であり、全てのケースに該当するものではありません。協力金算定の際は、ご自身の運営する施設の実態に応じて判断ください。



## ＜協力金算定時の面積の考え方＞ 例：ショッピングモール等の商業施設以外の場合

### 基本的な考え方

自己利用部分面積（大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分）

→敷地内にある**建築物の床面積**から、当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分（※）を差し引いた面積。

※当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分

- ・テナント事業者等及び特定百貨店店舗の区画
- ・生活必需品の販売等を行う区画
- ・階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室、公衆電話室、便所、駐車場、事務所、倉庫 等

#### 屋内でのサービス提供が 基本の施設

■基本となるサービス提供部分の例（建築物に限る）

- ・劇場等のホール部分
- ・美術館等の展示部分
- ・屋内型運動施設の競技部分、更衣室等
- ・ゲームセンターの遊技部分  
…等

※当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分や屋外部分等は含まれません。

＜例＞

- ・劇場等の控室や舞台裏等のバックヤード
- ・美術館等の屋外展示部分（屋根のない部分）  
…等

#### 屋外でのサービス提供が 基本の施設

■基本となるサービス提供部分の例（建築物に限る）

- ・ゴルフ場のクラブハウス
- ・遊園地の屋内型アトラクション、直営の土産物店舗
- ・競技場の屋外観覧席部分  
…等

※当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分や屋外部分等は含まれません。

＜例＞

- ・ゴルフ場等の屋外部分（ゴルフコース）
- ・遊園地等の屋外部分
- ・競技場等の屋根のないアリーナ部分  
…等

#### ホテル又は旅館 （集会の用に供する部分に限る）

■自己利用部分面積  
・集会の用に供する部分

※集会の用に供する部分以外の部分は含まれません。

＜例＞

- ・客室、大浴場等の宿泊サービスに供される部分  
…等

#### ◆参考：建築物とは

- ・土地に定着する工作物で、屋根及び柱（壁も含む）もしくは壁を有するもの。  
→競技場等の屋外観覧席部分等の例外を除き、基本的には屋根のある部分が建築物となります。

※あくまで参考としての一例であり、全てのケースに該当するものではありません。協力金算定の際は、ご自身の運営する施設の実態に応じて判断ください。



<角形2号封筒用>

※<キリトリ>

〒514-8799

津中央郵便局留

三重県集客施設時短要請協力金事務局 行

<下記書類在中> ※該当項目にチェックをしてください

第1期分(5/9~5/31) 新規申請書

第1期分(5/9~5/31) 補正書類

第2期分(6/1~6/20) 新規申請書

第2期分(6/1~6/20) 補正書類

※<キリトリ>

<レターパック用>

※<キリトリ>

〒514-8799

津中央郵便局留

三重県集客施設時短要請協力金事務局 行

※<キリトリ>

\*キリトリ線で切り取ったものを封筒に貼り付けて提出してください。

\*提出する書類の中身をチェックして提出してください。

(レターパックの際は、角形2号封筒用の記載内容を参考に、品名に提出書類を記入してください。)